

文教くらし委員会記録

開催日時 令和2年4月28日(火) 13:20～14:29

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長
阪口 保 副委員長
小村 尚己 委員
植村 佳史 委員
井岡 正徳 委員
藤野 良次 委員
粒谷 友示 委員

欠席委員 なし

出席理事者 吉田 文化・教育・くらし創造部長

金剛 こども・女性局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第50号 令和2年度奈良県一般会計補正予算(第1号)

(文教くらし委員会所管分)

報第 1号 地方自治法第179条第1項の規定による専決処分
の報告について
高等学校廃止処分取消等請求事件について

<会議の経過>

○今井委員長 ただいまから文教くらし委員会を開会いたします。

本日の委員会において、写真、テレビ撮影による取材があると聞いています。もし取材がある場合には、委員会の審議に支障のないように行っていただくということで、許可してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、写真、テレビ撮影による取材を許可することとします。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、傍聴をご遠慮いただくようお願いしていま

すが、傍聴の申出があれば、密集しないよう配慮し、5名を限度に入室していただきますので、ご承知ください。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきます。

本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承願います。

また、文化・教育・くらし創造部長、文化・教育・くらし創造部次長（企画管理室長事務取扱）、教育振興課長、こども・女性局長、こども・女性局次長、奈良っ子はぐくみ課長、こども家庭課長、教育長、教育次長（企画管理室長事務取扱）、教育次長（学務担当）、教育研究所長、教育政策推進課長、学校支援課長、学校教育課長、保健体育課長に限って出席を求めていますので、ご了承願います。

それでは、案件に入らせていただきます。

まず、付託議案の審査を行います。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、臨時議会ですので、委員長報告は付託を受けました議案の審査結果についてのみの報告になりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、付託議案について、文化・教育・くらし創造部長、こども・女性局長、教育長の順にご説明願います。

なお、理事者の皆さまにおかれましては着席にてご説明、ご報告願います。

○吉田文化・教育・くらし創造部長 文化・教育・くらし創造部所管の令和2年4月補正予算についてご説明します。

「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」の3ページをお開き願います。1、感染拡大の防止の、幼稚園感染拡大防止補助事業では、私立幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助を行うものです。記載金額のうち、私立幼稚園分は1,850万円です。

次に6ページです。4、生活に困っている世帯・個人への支援と中小企業の資金繰り対策の、高校生等奨学給付金支給事業では、新型コロナウイルス感染症の影響により低所得となった、私立高校生等がいる世帯の経済的負担を軽減するため、教科書費、教材費等を給付金として支給するものです。記載金額のうち、私立高等学校分については145万3,000円です。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○金剛こども・女性局長 こども・女性局に関する事項について、同じ資料「令和2年4

月臨時県議会提出予算案の概要」によりご説明します。

3 ページをお願いします。1、感染拡大の防止の、認可外保育施設感染拡大防止補助事業については、認可外保育施設が感染予防のためにマスクや消毒液等を購入する経費を補助するものです。

次の、児童養護施設等感染拡大防止補助事業については、マスクや消毒液等の購入及び施設において感染が疑われる子どもを分離して養育するための個室化改修に対し補助するものです。

以上がこども・女性局に関する事項です。ご審議方よろしくお願ひいたします。

○吉田教育長 教育委員会に関する事項についてご説明します。

まず、令和2年度奈良県一般会計補正予算（第1号）についてご説明します。

お手元の資料、「令和2年4月臨時県議会提出予算案の概要」の3ページをご覧ください。1、感染拡大の防止の、幼稚園感染拡大防止補助事業です。これは、公立幼稚園における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の支援のため、国の幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業の制度拡充を受け実施するものです。新たに新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を目的とする子ども用マスク、消毒液、空気清浄機などの保健衛生用品の購入を対象とし、1施設当たり50万円を上限として、市町村に全額補助を行うものです。資料に記載の4,845万7,000円のうち、教育委員会所管分は2,995万7,000円です。

次に、4ページをお願いします。児童生徒のストレスチェック実施事業です。これは、臨時休業措置により、在宅教育など平常とは違う環境で過ごす児童生徒が抱えるストレスに適切に対処するため、国の補助を受け、公立学校に通う全ての児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスチェックを実施し、心のケアを行うものです。

次に、特別支援学校給食休止対応事業です。新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴い、休業期間中の学校給食費については保護者の負担とならないよう返還等を行っています。当事業は、急な給食休止に伴い、給食関連事業者に対して、既に発注されていた食材についての違約金、キャンセル料等を負担するものです。

次に、6ページをお願いします。4、生活に困っている世帯・個人への支援と中小企業の資金繰り対策の、高校生等奨学給付金支給事業です。従来より、生活保護受給世帯または非課税世帯に対し、経済的負担を軽減するため、高校生等の教科書費や教材費などの授業料以外の教育費を支給しているところですが、今般、国において奨学給付金の取扱いが

改正され、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し低所得となった世帯に対しても奨学給付金を支給するものです。資料に記載の503万3,000円のうち、教育委員会所管分は358万円です。

以上が4月臨時県議会における教育委員会所管の補正予算案です。

続いて、報第1号、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分の報告についてご説明します。

「令和2年度一般会計補正予算案その他」の16ページをお願いします。これは、高等学校廃止処分取消等請求事件について、第1審の判決を不服とし、地方自治法第179条第1項の規定に基づく知事の専決処分により、大阪高等裁判所に控訴したものです。訴訟の相手方、訴訟の要旨、専決月日は記載のとおりです。

以上が教育委員会所管の提出議案です。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○今井委員長 それでは、付託議案について、質疑があればご発言願います。

なお、感染症対策の観点からも、質疑・答弁はできるだけ簡潔にさせていただくようにご協力をお願いいたします。

○藤野委員 新型コロナウイルス感染症関連についてお聞きします。

まず、幼稚園感染拡大防止補助事業についてです。幼稚園のマスクや消毒液の購入について補助するということですが、今後学校が再開となると、小学校、中学校、高等学校を含めて対応が必要になる場合もありますが、教育委員会としてはどのように対応されるのかお聞きします。

○稲葉保健体育課長 現在、小、中、高等学校の教員に対するマスクに特化した支援は以前と同様に考えてはおりませんが、現在、国からの布マスクの配布が始まっており、また、咳エチケット等の周知を行っておりますので、まずその辺りで対応をお願いしたいと考えています。

それから、現在、国の補正予算の中に、臨時休業からの学校再開等の支援として、学校保健特別対策事業費補助金が計上されており、その予算を活用してマスク等の保健衛生用品の購入を検討しているところです。

○藤野委員 マスクが不足している現状を考えますと、今度学校が再開になったときには、子どもたち、教職員も含めて取組が必要になってくると考えられるので、マスクが市中に数多く出回っていたら別ですが、今は非常に数が足りないということなので、しっかりと考慮して取組を進めていただくようお願いいたします。

次に、教員の勤務状況ですけれども、現在は休園・休校になっていますが、勤務状況はどのようになっているのですか。これは後ほど質問するオンライン学習、在宅教育にも関わってくるのですが、まずは現状をお聞きします。

○香河教育次長 教員の勤務についてですが、4月22日付で県立学校に対し、教育委員会を挙げて感染拡大防止の実施体制を構築するために、不急の業務の縮小・中止や在宅勤務、在宅研修を活用して、知事部局と同様に出勤者数を7割程度削減するよう通知したところです。その際に、教員については在宅研修を積極的に活用し、教員以外については在宅勤務を活用することとしたところです。

なお、市町村立学校においては、県の取組の趣旨をご理解いただいた上で、各市町村の実態に応じ、学校における勤務者の削減をお願いしているところです。

○藤野委員 職員室は3密になりやすい空間なので、おっしゃるような在宅勤務、在宅研修を取り入れながら対応されているということで、了としたいのですけれども、先ほど申し上げた在宅教育に向けて、教員がビデオで録画し、DVDあるいはオンラインで流す、いわゆるオンライン学習は当然学校でされることだと思いますので、十分に対応しながら進めていただきたいと思います。

その在宅教育ですけれども、今お聞きしているのは片側通行、片側配信といった形で進められているということですが、今後、双方向のオンライン学習も含めて対応を考慮されるのか、お聞きしたいと思います。

○山内学校教育課長 現在、県立学校において、オンラインツールの活用に向けた取組を進めており、今のところ課題の配信・回収やウェブ上でのテストなどを想定しております。完全な双方向の授業はすぐには難しいと考えておりますが、ツールの活用を通して様々な授業を具体的に進めていきたいと考えております。

○藤野委員 グーグルを活用した配信とは、どのようなものですか。

○山内学校教育課長 G-Suiteというパッケージツールがあり、先ほど申し上げた課題の配信・回収ができます。また、複数の子どもたちをつないで討論することも可能となっております。将来的にはこのようなものを活用しながら進めていきたいと考えております。

○藤野委員 ある家庭によると、グーグルを活用した配信について、普通科高等学校なら西の京高等学校、登美ヶ丘高等学校、平城高等学校、農業・工業であれば吉野高等学校といったプリントを学校からもらってきたということです。これは一体どういうことですか。

○山内学校教育課長 4月24日に県教育委員会で「新型コロナウイルス感染症に係る対応方針」を定めました。G－S u i t eは全ての学校で活用することができますが、対応方針の中で、一部の普通科高等学校、専門学科の高等学校を、学習評価方法を研究する指定校として定め、グーグル社の協力を得て、I C T環境が整っていない家庭のI C T環境も整え、評価の研究をすることを打ち出しているところです。

○藤野委員 それならば、プリントにもう少し分かりやすい説明が必要だと思います。学校で、口頭で説明しているのかもしれませんが、私が見ても分かりにくかったです。

現在、在宅学習を進められていますけれども、子どもたちの学力の把握については、点検、チェックが必要であろうかと思いますが、今は登校日も中止され、これから5月末まで在宅学習を進められますけれども、今後どのように点検、チェックを行おうと考えておられますか。

○山内学校教育課長 学習状況の把握は、在宅教育を進める上で非常に大切です。文部科学省も、臨時休業中の期間における学習評価も可能と打ち出していますので、学習状況の確認を十分にしたいと考えています。

具体的な方法は、一般的に申し上げますと、例えばワークブックやプリントの活用、レポートの評価や、今後、登校日の設定が可能になった場合の小テストなど、様々な方法を組み合わせることが考えられます。また、先ほど申し上げたウェブ上での評価の研究も進め、今後に生かしていきたいと考えています。

○藤野委員 子どもたちの学力について非常に心配されている保護者がたくさんおられると思います。初めての対応なので手探りの部分もあると思いますけれども、そのようなことも含めてお願いしたいと思います。

吉田教育長に2点お聞きしますが、在宅教育、オンライン学習は、以前からいろいろな形で進められていますけれども、新型コロナウイルス感染症対策として本格的にやっっていないといけないということで、これが一つの契機というか、きっかけというか、このような形で今後さらに進めていかなければならない。これには予算も伴ってきますから、かなりハードルが高い部分はあるのですけれども、今後のこともあり、在宅教育、オンライン学習の取組を進めていかなければならないと思うのですが、吉田教育長の思い、考えをお聞きします。

○吉田教育長 将来、オンラインによる教育活動のためのネットワーク環境等を整備していくということで、国のG I G Aスクール構想に合わせてやっていこうと思っていました

けれども、今回、新型コロナウイルス感染症対応で1つ良かった点は、実態把握がきちんとできたのではないかと。来年度から導入するにしても、実態が把握できていないままではなかなかできない。家庭のネットワーク環境が整っておらず、1割ぐらいの生徒はネットワーク環境がないことがはっきり分かりましたので、今後、このことへの対応を、どのようにしていけばいいのか。

それから、先ほど私は奈良市の定例記者会見に参加しましたがけれども、これはG-SuiteのMeetというネット会議ができる機能を使っています。先週には校長会を開きましたけれども、これからはG-SuiteのMeetを使って校長との連絡を密にしていくことも可能になるのではないかと。

また将来、基礎、基本は自分たちで学習し、学校ではより活発なコミュニケーション活動を行っていくという反転学習に活用できるのではないかとという思いを持ちながら、今回、かなり性急に導入しておりますけれども、何とか子どもたちのために軌道に乗せながら対応していきたいと思っています。

ネットワーク環境のない子どもにどのように対応するのかというと、授業の充実に当たって、今はDVDを配布して何回も子どもたちが見られるようにするという手法しかないわけですがけれども、将来の環境整備に向けて尽力していきたいと思っています。

○藤野委員 ハードルが高い部分もあるとは思いますが、今後のためにも大いに推進を図っていただきたいと思います。

現時点であまり在宅教育が進んでいないということは恐らく把握していると思います。保護者から聞く話では、あまり進んでいないというのが実情です。前回の文教くらし委員会でも質問があり、吉田教育長が答弁されたと思うのですがけれども、この期間を取り戻すためには、恐らく夏休みや休日を活用する必要があるのではないかと。

ただし、あまり詰め込み過ぎてもいかがかという考えはありますけれども、子どもたちの学力、進路、保護者の不安を考えると、そのようなことも必要になってくるのではないかとと思うのですが、教育委員会としての考え方をお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 在宅教育が進んでいない要因の一つに、子どもたちがしっかり自学自習できるような経験がないのかどうか、それから授業のユーチューブへのアップが進んでいないということが事実としてあろうかと思っています。私もいろいろな声を聞きましたので、学校長に、教員の授業をユーチューブにしっかりアップしていくように言っています。

私は顔を出して授業をしましたので、顔を出さなければならないという思いを教員が持

ちましたが、顔を出さなくても、パワーポイントで授業ができるやり方もありますので、そのようなやり方で、子どもたちにしっかり授業を提供するように、現在、推進しています。

それから、在宅教育期間が短縮できるかどうかは予断を許さないと思っています。5月の最終週は評価の週間としており、今までの知識・技能を評価する中間テストに相当する週になるわけですけれども。評価は、自己評価を中心にしながら、客観的な評価はどのようにするのかということですが、知識的な面を評価することができず、また、実技の評価ができない以上、夏休みを短縮することも視野に入れていきます。

○藤野委員 在宅教育については、また皆さん方から質問があると思うので、この辺でとどめておきたいと思うのですけれども1点だけ。急に在宅教育と言われても、大人でも自己管理は難しいのに、子どもたちが自分自身を管理して在宅で学習していくのは、慣れているのであれば別ですけれどもなかなか難しい。本来なら、朝は授業を見て、双方向の授業で先生方とやり取りするなど配信時間が決まっているものですが、朝は遅く起きて、夜に授業を見るなど、めり張りが付いていない状況です。

現状は仕方がないと思うのですけれども、今後、オンライン学習を進めていく上で、このようなことの推進も図っていただきたいと思います。

最後にお聞きしたいのは、クラブ活動についてです。全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイが、一昨日中止が決まりました。これは昭和38年に全国高等学校総合体育大会が始まって以来初めてのこととお聞きしています。選手、大会の関係者、観客の健康を考えると致し方ない部分はあるとは思いますが、今までそれに向けて取組を進めてきた子どもたち、あるいは監督、コーチといった指導者の思いを考えますと、非常にかわいそうだと思います。しかし、これが厳しい現実なのだと思っ止めています。精神的にも非常に落ち込んでいる子どもたちもたくさんおられると思います。これを切り替えて、次の進路に向けての学習をしていかなければなりませんので、教育委員会としては精神的なケア、心のケアにも対応してあげていただきたいと思うのですが、そのことについてお聞きしたいと思います。

○稲葉保健体育課長 4月26日付で、令和2年度の全国高等学校総合体育大会の全競技及び総合開会式、また、全国高等学校定時制通信制大会の全競技の中止という発表がありました。その発表の中で、全国高等学校体育連盟会長から都道府県高等学校体育連盟会長宛てに、「今後、安全に部活動が実施できる状況となった場合には、各都道府県高等学校

体育連盟において、各地域の実情を踏まえ、最終学年生徒の部活動成果の発表の場や大会の設定などについて、ご検討・ご配慮をお願いする」という文書が届いています。これを受けて、奈良県高等学校体育連盟会長から、各競技専門部において検討することという文書を送っています。県教育委員会としても、奈良県高等学校体育連盟と連携を深め、特に高校3年生の心のケアや今後の進路について情報共有していきたいと思います。

○藤野委員 進学等との兼ね合いも含めて取組を進めていかなければならないと思うのですが、例えばスポーツ推薦で入ろうという希望を持っている子どもたちがいると思いますが、アピールの場がなくなるため、先ほどおっしゃったような、様々なPRができる場づくりといったことも、今後、ぜひとも教育委員会で対応していただきたいと思います。最後に確認のためにお聞きして、質問を終わります。

○稲葉保健体育課長 まだ発表されたばかりで、我々もこれからというところですが、奈良県高等学校体育連盟と情報共有し、各学校の高校3年生の情報等も入手して対策を考えていきたいと思います。

○藤野委員 よろしくをお願いします。

○阪口副委員長 藤野委員の質問とかぶりますけれども、在宅教育についてです。

私は奈良高等学校の保護者に電話で、どうされているのか聞きましたが、保護者は「何もしていません」と思っているわけです。つまり、在宅教育は、具体的に学校からきちんとなされていないということです。

オンラインの授業には予算が絡んできますので、前田教育次長、山内学校教育課長にもお聞きして、知事への予算要望のときに、教育委員会にオンライン関係の予算を付けるように要望したわけです。奈良県に限ったことではなく、日本全体として、小、中、高等学校における新型コロナウイルス感染症対応の休校時にきちんと在宅教育がなされていない。実際は学習権の保障がされていない。

私は教師を38年間やっていたけれども、こんなに何もされていないのは経験したことがないです。新型コロナウイルス感染症については、中国の武漢では既に相当にひどい状態だったので、予想されていたことだと思うのです。91%の生徒はインターネット環境があるわけですから、ユーチューブなどで教材をオンラインで配信していく必要があると考えますけれども、その点について答弁をお願いします。

○山内学校教育課長 オンラインでの教材等の充実についてですが、特に、ユーチューブにアップしている動画は、現在19校で416本です。

ただ、まだまだ準備中の学校も多く、可能な範囲で急いで、生徒たちができるだけ多くの動画を見て、学習意欲を高めること、学習理解を深めることにつなげていきたいと考えています。

○**阪口副委員長** 学校が再開されても、各学校で新型コロナウイルス感染症等が発生したら、また休校になるわけです。教育委員会から一斉にユーチューブでオンライン配信するだけでなく、各学校でオンライン配信していかなければならないところもあるわけです。これらについては、一気に難しいと思うのですが、学校としての研究などはされているのかどうか、お聞きしたいと思います。

○**山内学校教育課長** 全ての学校での在宅学習の入り口としては、まず、教育長の動画、指導主事の動画をアップするところから始めました。今回は、どこの学校という限定をせず、全ての県立学校で、このような取組を進めていきたいと考えています。

○**阪口副委員長** 9%ほどの生徒はインターネット環境がないとお聞きしているわけです。インターネット環境がないからといって、何もしないのでは進んでいけないので、私立学校ではオンライン授業をされていると思うのです。公立学校と私立学校との差も出ますが、対策をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

○**大石教育研究所所長** 阪口副委員長ご指摘のように、1割弱の子どもたちにインターネット環境がないという現状があります。また、インターネット環境があっても、自分の端末がないという生徒もいますので、そのような生徒に対して郵送等で対応している学校もありますが、将来的なことも考えて、DVD等に動画を保存して配布するという方法も考えています。

DVDプレーヤーがないという家庭もあるかもしれませんので、現在、状況を確認しており、数校まだ返事がありませんけれども、今日の午前中の段階で、およそ500人はDVDの再生環境がないのではないかと把握しているところです。

この場合は、例えば県立学校で現在使っていないノートパソコン等の貸出しや、ポータブルDVDプレーヤーを数台備えている学校からの貸出し等により教育を保障していきたいと考えています。

○**阪口副委員長** ぜひ工夫していただきたい。予算については私たちも知事に要望していく姿勢でいます。

最後に、吉田教育長にお聞きしたいのは、昨日、生駒の自治会長から相談の電話があり、会長は「困ってんねん」と。なぜかという、高校生かどうか分かりませんが、昼から公

園で遊んでいて、近隣から苦情が来るとのことです。在宅教育ですから、学校と同じように家で学習することが基本なのか、それとも午前も午後も公園に行って、野球やサッカーをして遊ぶこともよいのか。相談の電話がかかってきたので、私も公園へ見に行くと、子どもが公園でサッカーをしていて密な状態であるという現状があるわけです。

自治会の会長が言っているのは、高校生ではなくて小・中学生のことだと思うのですけれども、在宅教育というものは、ある程度子どもが家にいて学習することが県教育委員会や市教育委員会の方針なのではないか、そのことについてお聞きしたいと思います。

○吉田教育長 当然、今回は新型コロナウイルス感染症対策の中での在宅教育ですので、基本的には家で学習をしっかりと。ただ、ネット環境が整っているのか分からない中での導入でしたので、予習をしたり、自分で授業を見て学びを深めていくといった形でスタートしています。現在、G－S u i t eの教員研修を行っています。それから、奈良市はG－S u i t eを導入しています。G－S u i t eを導入しますと、時間割を作成して、時間割どおりにホームルームや授業を提供することも可能となります。

インターネット環境がある9割の子どもからスタートしながら、インターネット環境がない1割の子どもをどうすべきか考えていくのか。その1割の子どもを基本に考えていきますと、なかなか時間割を作るといっていいところまでいっていないのですけれども、ネットワーク環境がなくても、子どもに時間割を渡して、自分でDVDで学習することは可能となりますので、できるだけ家庭での学習に対して、学校サイドからもしっかりと働きかけをしていきたいと思っています。

○阪口副委員長 私たちは、ものすごく心配なのです。春休みも長かったですし、今回も2カ月ほど授業がなくなるといいます。夏休みに取り返すといっても、非常に暑いですし、取り返せるものでもない。新型コロナウイルス感染症がいつ収束するかは誰も分からないと思うのです。いつ山場になるかもわからないし、大人が教育環境を十分に整えてあげないと、非常に混乱を来すと思いますので、よろしくお願いします。

○小村委員 質問を聞きながら思ったのですけれども、500人の方はDVDを見る機器等も持っておられないという答弁がありましたが、補正予算の中に、例えばその方々にプレーヤーを配布する予算が入っていないと思うのです。答弁でおっしゃった、現在、県教育委員会を持っているノートパソコンやDVDプレーヤーは、実際に500台あるのですか。

○大石教育研究所所長 例えばリースアップしたものなどについて、300台以上はある

と認識しております。また、ポータブルDVDプレーヤー等も入れると、500台には達しませんけれども、臨時休業中は、教育用パソコン等は全てが稼働するわけではありませので、そのようなものも含めて対応を考えていきたいと思ひます。

○小村委員 教員も在宅勤務の場合はパソコンがそこに置いてあるので、それも含めると500台ということで、現状、DVDを見る機器等がない人にも対応できるということなのか、確認のため、もう一度答弁をお願いします。

○大石教育研究所長 先ほど答弁しました500台という数字については、再度精査した上でということになりますけれども、現在の形で、十分に対応できるものと考えています。

○小村委員 対応できるということですので、吉田教育長もおっしゃいましたけれども、1割の方々に合わせてという話もあって、1割の方が見られないからそこをどうするのかというのも、もちろん考えていかなければいけないのですが、9割の方々が見られる環境であるのなら、そちらはそちらで走って行って、後から1割の人を、より時間をかけてすくっていくという形でいかないといけないと思うのです。

それに関連してですけれども、現在、小学校などでも、一時預かりという形で、学校で受入れるなどということもされているのですけれども、そのときに不平等感が出ると。学校に来ている子どもだけに、例えば勉強を教えたり課題を与えると不公平感が出ると、報道があるのですけれども、このことに対して、奈良県としては、教えて良いのか、それとも、学校に登校していない子どもたちとの平等感を考えて、教えては駄目なのか。吉田教育長は、どのように考えておられますか。

○吉田教育長 あしき平等という言葉もありますし、全体的に、できないところに合わせてやっていくことが本当にいいのかどうか。基本的な考え方を言いますと、高等学校では受益者負担の部分というのは避けられない。例えば子どもたちにパソコンを1人1台提供するときには公費で提供するのか。義務教育に関しては、国費で提供して学校で使う。あくまでも学校で使う。ところが、高等学校では、家庭で使う頻度が非常に高くなる。そうすると、受益者負担という部分も考えていかなければならない。

例えば、代わりに教材を精選してしまう。今までは、英語の辞書、問題集、参考書、文法の本といった、いろいろな教材を3年間で何万円分も持たせている場合がある。それをコンピューターに置き換えて、インターネットで子どもたちが調べられるようにしていくためには、精査して受益者負担へ持っていくことを考えていく必要があるだろうと思ひて

います。

そうした場合には、進めていくべきところと、全体的に上げていくところというものを、両方加味していく必要があるのではないかと考えています。だから、来ている子どもの実態に合わせて教えていく。それから、当然ほかの子どもたちに教えていく場をどんどん提供していくほうが教育は進んでいくと思っています。

○小村委員 私なりの解釈ですけれども、1割の子どもを見捨てるわけではないけれども、9割の子どもはインターネット環境があるので走らせながら、小学校、中学校に一時的に登校している子どもに対しては学校の教員が教える。そして、学校に来ていない子どもに対しては後からフォローアップしていくと私は解釈しました。学校に来ていないのに学校の先生は教えてくれず見ているだけみたいなのはすごく違和感がありましたので、吉田教育長の発言はありがたいと思っていますし、学校に来たら一定配慮をしながら教えてもいいということは、市町村教育委員会にも言えると思います。

次に、郵送等で対応している学校もあるとのことでしたが、例えば学校1校当たりに1,000人の生徒がいたら、相当な額の郵送代がかかってくると思います。

郵送するとなると、課題は重さや嵩もあり、相当な量を送らなければいけない。また、到達度がどれぐらいなのかを見ようと思うと、送り返してもらわないといけないので、やり取りすると相当な額になってくると思います。これらに対しては、今回の補正予算に入っていなかったもので、予算措置についてはどのように考えているのかと思います。

○吉田教育長 例えばG-Suiteを活用すると、電子データで送信、返信ができるので、教員研修をして、そのような形での活用をしていくことによって、子どもたちへの郵送は減る可能性がある。今は減ってもかなりの通信費がいますが、幸い教員の出張など、いろいろな旅費が減っていることも事実です。現在、旅費と通信費をどのように工夫できるかを考えていますので、予算要求はしなかったということです。

○小村委員 急なことでしたので、各学校は予算のことを考えず郵送していると思うので、どこかにしわ寄せがいくのではないかと心配しています。各学校現場からしっかりと聞き取りをして、郵送がすごく多い学校には予算を補填していかないと学校運営がしんどくなることもあると思いますので、きめ細かく聞き取り等をしていただき、予算の補填等も考えていただきたいと思います。

○今井委員長 委員会運営の都合によりまして、副委員長と進行を交代させていただきます。

○**阪口副委員長** それでは、委員長に代わり、委員会を進めさせていただきます。

○**今井委員長** 奈良県高校生等奨学給付金は、低所得になった方が対象ですが、学校によって教科書や教材費が違うと思うのですけれども、所得はどれぐらいの基準を想定して、どのような世帯を給付金の対象に考えているのか、制度の内容についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほども意見が出ていましたが、マスクについてです。小、中、高等学校については、マスクに係る予算はないのですけれども、実際にはマスクは不足しており、国からのマスクも回収という話もありますが、来るのを当てにしているといつになるのかという感じもあります。それから、学校再開時には、熱のある感染のリスクを持った子どもが保健室にきた場合にどのように対応するのかを想定しておき、万全の対策を取ってから子どもたちを受入れるようにしないと、そこがクラスターになってしまう危険もありますが、どのように考えるのか、お尋ねしたいと思います。

最後は、高等学校廃止処分取消等請求事件についてですけれども、今回の裁判の結果を見ると、高等学校廃止の取消しの問題と、子どもたちの精神的苦痛に対する損害賠償の2点があります。1つ目は、県が勝利したという結果であったと思うのですけれども、2つ目は、裁判長は精神的な損害を認めて、原告1人に11万円、4人に44万円の賠償命令の判決を出したということです。今お配りしましたが、これに対して関係者から文教くらし委員長宛に要望書が提出されましたので参考にさせていただければと思いますけれども、なぜ、子どもたちへの慰謝料に対して県が控訴したのか、理由をお尋ねしたいと思います。

○**春木学校支援課長** 高等学校の生徒に対する奨学給付金ですが、もともと既存の制度があり、対象となっているのが生活保護受給世帯または県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯です。今回、新型コロナウイルス感染症の影響により所得が急減し、非課税世帯に相当する場合は給付対象となるものと考えています。

○**稲葉保健体育課長** マスク及び保健室への対応についてですけれども、マスクに関しては、需要の増加から、まだ十分な量が確保できていないのは事実ですが、手作りマスクの推奨等を行っており、学校でも、先生方がいろいろな対応をしています。6月補正予算で何とか計上していきたいと考えています。また、アルコール消毒液の不足への対応として、手指の衛生確保には石けんを用いた流水での手洗いも有効であることが再確認されていますので、その方法や効果についても繰り返し周知をしています。なお、濃度0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方等を各学校に周知して、消毒液の代用として、児童

生徒等が手を触れるドアノブ、スイッチ、手すりなどの場所の消毒への活用を推奨しています。

今後も引き続き関係省庁からの情報を活用して、学校における保健衛生用品の供給や確保に取り組むこととともに、学校の再開に向けた衛生的な学習環境の確保に取り組んでいきます。

○香河教育次長 高等学校廃止処分取消等請求事件についてです。

判決の内容については、今井委員長お述べのとおり、県の一部敗訴ではあるものの、平城高等学校を廃止の対象としたことについては違法性はないと認定されたところです。しかしながら、判決を精査して、庁内関係課及び訴訟代理人と協議する中で、損害賠償請求に係る県の一部敗訴を受入れた場合、今後の行政運営に与える影響が大きいと判断したことから、控訴するとの結論に至ったものです。

○今井委員長 高等学校の奨学給付金の支給についてですけれども、生徒からは、本当に今大変だという声が出てきており、奈良県でも9割のところは新型コロナウイルス感染症によって様々な影響が出ているといわれていますので、本当に困っている世帯にしっかり行き渡るよう、申請方法などを十分に周知していただくようお願いしておきたいと思えます。

それから、学校の安全対策ですけれども、6月補正予算でとのことですが、新型コロナウイルス感染症がいつ収束するのか皆さん大変不安に思っておられます。スペイン風邪も2年かかっているのです。何度も拡大と収束を繰り返していますので、学校という大勢の人が集まる場所では、事前に十分な安全対策をし、安心だから来てくださいという受け入れ方にしないと困りますので、よく現状をつかんでいただき、必要な対策を講じていただくようお願いしておきたいと思えます。

それから、高等学校の裁判の関係ですけれども、島岡裁判長は、吉田教育長が情報提供を怠り、学校選択の際の十分な検討を妨げたと判断し、生徒に精神的な苦痛が生じているということを確認しています。私も裁判の傍聴をしてきました。意見陳述も聞かせていただきましたが、体験入学で平城高等学校に行こうと決められて、この学校に行きたいと思ってもものすごく頑張って勉強して合格されたと。そして、平城高等学校は、94.9%が進学、部活には9割以上が参加、生徒主体の学校行事など、このようなことに魅力を感じて入学して、そして入学すると、聞いていた以上によい学校だったと。夢や希望を抱いて入学した矢先、僅か2か月後の6月に、学校が生徒の募集を停止するということを知って、

大変なショックを受けたという発言をされていました。

最後に言いたいことは何ですかと裁判長が聞かれたときに、子どもは学校でしたので、親御さんが代わりに、子どもがこれだけは言ってほしいということで語られたことですが、夢や希望を支援する立場の教育行政が夢を奪うのか。それは納得できない。見直しをしてほしいということを最後に言われました。もう一人の方が言われていたのは、中学のころから部活でずっとやっていたスポーツを高等学校でも続けていきたいと。高等学校で練習したことも何回もあったということで、夢や憧れを持って入ったわけですけれども、6月に学校がなくなるということを知って、なぜ廃止するのか、将来学校の先生になろうと思っているのに、教育実習に行く母校がなくなってしまうのではないかと。そして、奈良県の教育には絶望しかないとコメントされています。

私は県の教育の一端を担う立場なので、傍聴しながら涙が出てきました。裁判で精神的苦痛に対する慰謝料が認められたことに対して、私は真摯に受け止めて、認めるべきではないかと思えます。ましてや税金を使って控訴することは、するべきではないと思っており、私は控訴を断念して取り下げるべきだと思うわけですけれども、先ほど、県の行政運営上、問題があるからという答弁でしたが、運営上どのような問題があるのか、ぜひ吉田教育長にご意見を伺いたいと思えます。

○吉田教育長 今井委員長がおっしゃったことは、平城高等学校がなくなることに對する子どもの感情だと思うのです。確かにそういった感情に関しては、私も理解できますし、受け止める必要があると思っておりました。しかし、一方で、生徒数の激減が待っているという中で、再編成、適正化をどのようにするかを考えたわけです。

この裁判では、1年生が入ってこないことを、教育委員会で決定しなくても、例えば12月にでも情報提供できたのではないかと述べられていますが、12月に子どもたちに提供するなんてことは、正直言って子どもには考えられない。子どもの進路指導は、7月の3者懇談からスタートして、中学校3年生、担任の先生、保護者で協議しながら、12月になると固まっている。固まった中でそういった情報を公開することは不適切ではないかということで、6月の発表になったわけです。また、教育委員会で決めていなくてもいいのではないかということは、教育委員会制度の在り方にも関わることであり、総合的に判断させていただいたということです。

○今井委員長 報告ですので、これについて賛否ということではありませんけれども、私としては、生徒が減っていく中で、いろいろ検討してこのような方向性が示されてきたわ

けですが、皆さんがそうしないと仕方がないと思えるやり方で進めるべきではなかったかと思っています。

保護者、生徒が、県が学校をなくすということに対して、判決に納得できないということで控訴しており、それは納得できますが、県が子どもたちの精神的苦痛の問題で控訴したことについては、控訴するべきではないと、意見を申し上げたということです。

○吉田教育長 補足をいたしますと、高等学校の適正化については、もっと早く打ち出して、県民的な議論を踏まえた上で決定すべきであったと反省しており、当然、次回に生かされるものだと思っています。もっと前に公表して、いろいろな声を聞いて、議会に諮ることが必要ではないかと思っていますので、その思いは受け止めていただきたいと思います。

○阪口副委員長 それでは、委員長と進行を交代します。

○今井委員長 ほかになければ、理事者に対する付託議案の質疑を終わります。

続いて、付託議案について、委員の意見を求めます。ご発言願います。

○井岡委員 当委員会に付託された案件には全て賛成いたします。

○粒谷委員 付託された案件に賛成いたします。

○藤野委員 付託された案件には賛成いたします。

○阪口副委員長 付託議案には賛成させていただきます。

○今井委員長 採決は、簡易採決により一括して行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 それではお諮りします。

令和2年度議案、議第50号中、当委員会所管分及び報第1号中、当委員会所管分については原案どおり可決、または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 ご異議がないものと認めます。よって、本案はいずれも原案どおり可決、または承認することに決しました。

これをもちまして、付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○今井委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

これもちまして、本日の委員会を終わります。